平成２４年（フ）第２６１１号
神奈川県藤沢市本町３丁目４番９号　ジュネパレス藤沢第13―101
債務者　田津原靖子（旧姓柳田）
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６１４号
横浜市南区清水ケ丘208番地
債務者　松岡　正春
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２２号
北海道旭川市永山５条14丁目５番７号　永大グリーンハイツふじはし102号室
債務者　進藤　理恵
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３７号
北海道旭川市春光４条５丁目４番１号　ライフステージ春光Ａ203
債務者　内村　明美
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３８号
北海道旭川市春光４条５丁目４番１号　ライフステージ春光Ａ203
債務者　内村　征子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４５号
北海道旭川市忠和７条６丁目３番16号　第一宝辰ハイツ１階102号室
債務者　伊井　賢治
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４６号
北海道旭川市忠和８条５丁目４番18号　エスティパレス忠和
債務者　伊井　茂春
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３３１号
東京都国分寺市戸倉３丁目18番地１シックスクルーズ103
債務者　右田　大成
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２５３号
東京都八王子市弐分方町705番地11
債務者　加茂　智恵
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月７日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２２５８号
神奈川県茅ヶ崎市旭が丘７番37号
債務者　山岸　幸生
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３９６号
神奈川県大和市福田1584番地
債務者　山田　隆二
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４３４号
横浜市港北区下田町５丁目41番22号　代田寮103号室
債務者　奈良　紀宏
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４５９号
横浜市瀬谷区南瀬谷１丁目25番地18
債務者　直江　美紀
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５６３号
横浜市緑区東本郷６丁目11番32号　東本郷荘21号
債務者　伊藤　章雄
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５６８号
横浜市栄区公田町646番地　松平荘201
債務者　渡邉　　弘
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部